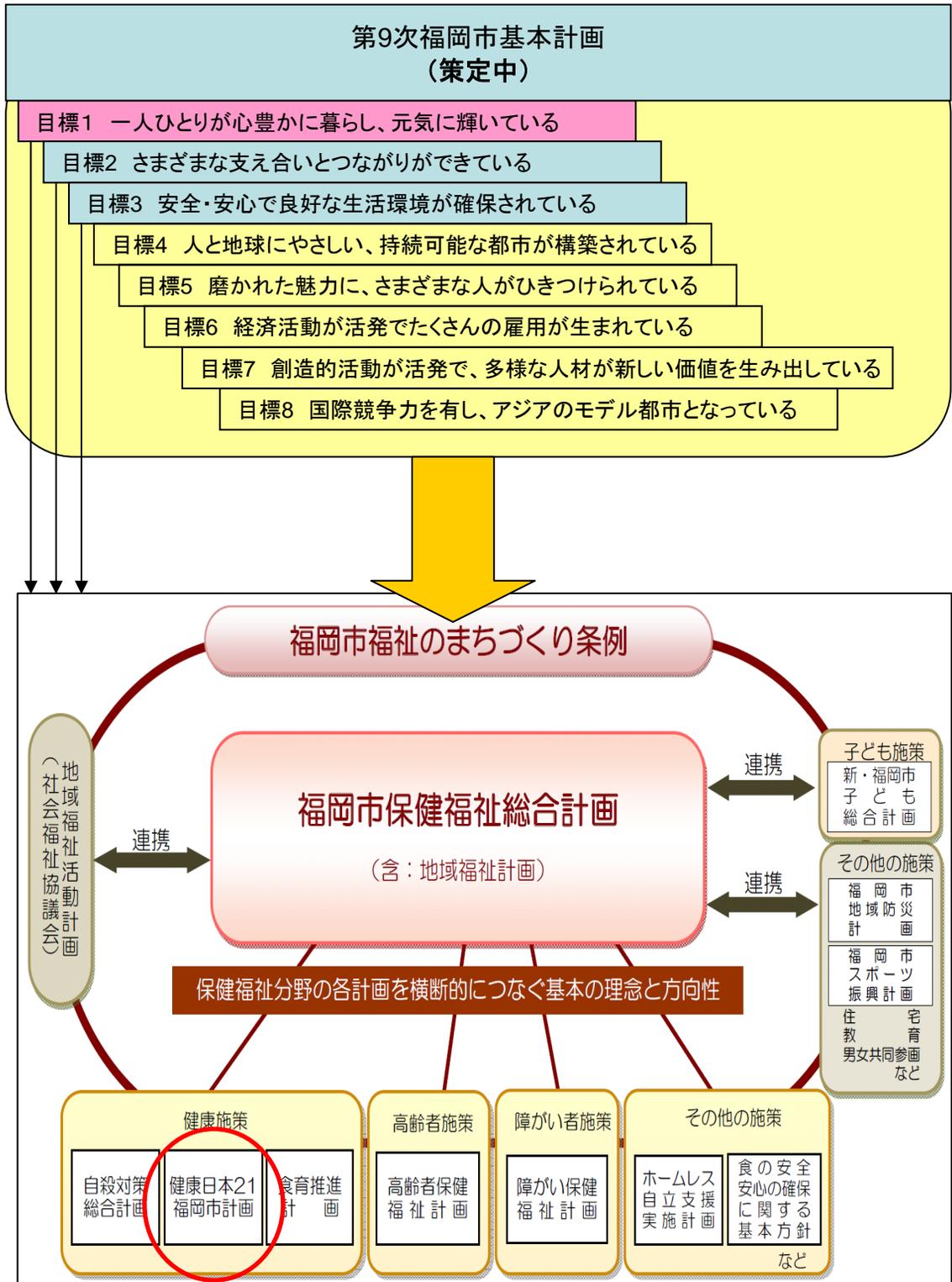


次期の健康日本21福岡市計画について

1 計画の位置づけ



2 計画期間

- ・平成 25 年度（2013）～32 年度（2020）の 8 年間。
（保健福祉総合計画等他の計画との整合性から）
- ・4 年で中間見直し

	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
福岡市基本計画	[Timeline bar from 23 to 34]											
保健福祉総合計画	[Timeline bar from 23 to 32]											
次期健康日本21 福岡市計画	[Timeline bar from 23 to 32, with a box labeled '中間評価・中間見直し' between 28 and 30]											
食育基本計画	[Timeline bar from 23 to 32]											
自殺対策総合計画	[Timeline bar from 23 to 32]											
高齢者保健福祉計画	[Timeline bar from 23 to 32]											
第2次健康日本21 (国)	[Timeline bar from 23 to 34]											

3 計画の性格 健康増進法に基づく市町村健康増進計画

4 現状と課題

- ① 10 年後、団塊の世代が 75 歳となり、高齢化が急速に進むが、超高齢化対応のまちづくりの基本条件として、市民の健康づくり促進が重要
- ② 医療費の約 4 割を生活習慣病関連が占め、要介護となる原因の 3 割も生活習慣病に起因しており、後期高齢者の絶対数が増加する中で、生活習慣病予防や重症化予防対策はますます重要
- ③ 生活習慣病予防は、できるだけ早い時期からの取り組みが必要
- ④ 今後増加が顕著な女性高齢者の健康づくり対策が必要
- ⑤ うつ病等の通院患者が増加しており、こころの健康づくりが重要
- ⑥ 地域における住民の自主的な健康づくり活動は今後とも重要
- ⑦ 中小零細企業就業者・企業OB等で地域との結びつきが薄い層など、保健福祉センターでは把握が難しい層への働きかけが必要
- ⑧ 個人の自主的な取り組みとともに、それを支援・促進する社会的な環境づくりが必要

- ⑨ 企業・大学などさまざまな機関と連携した取り組みが必要
- ⑩ 対象者の特性に応じた効果的な働きかけが必要であり、そのためには継続的なデータ把握と政策評価の仕組みが必要

5 施策の柱

- 市民が主役の健康づくり・まちづくり
- ライフステージに応じた健康づくり
- 多様な関係者との連携による健康づくり
- 生活習慣病予防・重症化予防の推進

6 施策の体系

- ① 目標 健康寿命の延伸
- ② 生活習慣病の発症予防・早期発見・重症化予防
 - ・がん対策
 - ・循環器
 - ・糖尿病・慢性腎臓病（CKD）
 - ・慢性閉塞性肺疾患（COPD）
- ③ 健やかな生活の維持向上
 - ・次世代の健康
 - ・こころの健康
 - ・高齢者の健康
- ④ 健康づくりの環境整備
 - ・地域の健康づくり支援
 - ・企業等の取り組み支援・連携
 - ・ユニバーサルデザイン（安全で快適な歩行空間など）
- ⑤ 生活習慣の改善
 - ・栄養・食生活
 - ・運動
 - ・飲酒
 - ・喫煙
 - ・歯・口腔健康

福岡市の施策体系(案)

健康都市ふくおかをめざして 健康寿命の延伸①

- 市民が主役の健康づくり・まちづくり
- ライフステージに応じた健康づくり
- 多様な関係者との連携による健康づくり
- 生活習慣病予防・重症化予防の推進

基本的な方向

施策分野

各項目毎に2つ程度目標値を設定

生活習慣病発症予防・
早期発見・重症化予防
②

がん

循環器疾患

糖尿病・
慢性腎臓病
(CKD)

慢性閉塞性
肺疾患
(COPD)

健やかな生活の
維持向上
③

次世代の健康

こころの健康
(休養を含む)

高齢者の健康

健康づくりの
環境整備
④

地域の健康づくり支援
企業等の取り組み支援・連携
ユニバーサルデザイン(安全で快適な歩行空間など)

生活習慣の改善
社会環境の改善
⑤

栄養
食生活

運動

飲酒

喫煙

歯
口腔の健康

国の計画

健康日本21(第2次)の概要

- 平成25年度から平成34年度までの国民健康づくり運動を推進するため、健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(平成15年厚生労働大臣告示)を改正するもの。
- 第1次健康日本21(平成12年度～平成24年度)では、具体的な目標を健康局長通知で示していたが、目標の実効性を高めるため、大臣告示に具体的な目標を明記。

健康の増進に関する基本的な方向

① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

- 生活習慣の改善や社会環境の整備によって達成すべき最終的な目標。
- 国は、生活習慣病の総合的な推進を図り、医療や介護など様々な分野における支援等の取組を進める。

② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底(NCD(非感染性疾患)の予防)

- がん、循環器疾患、糖尿病、COPDに対処するため、一次予防・重症化予防に重点を置いた対策を推進。
- 国は、適切な食事、適度な運動、禁煙など健康に有益な行動変容の促進や社会環境の整備のほか、医療連携体制の推進、特定健康診査・特定保健指導の実施等に取り組む。

③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

- 自立した日常生活を営むことを目指し、ライフステージに応じ、「こころの健康」「次世代の健康」「高齢者の健康」を推進。
- 国は、メンタルヘルス対策の充実、妊婦や子どもの健やかな健康増進に向けた取組、介護予防・支援等を推進。

④ 健康を支え、守るための社会環境の整備

- 時間的・精神的にゆとりある生活の確保が困難な者も含め、社会全体が相互に支え合いながら健康を守る環境を整備。
- 国は、健康づくりに自発的に取り組む企業等の活動に対する情報提供や、当該取組の評価等を推進。

⑤ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善

- 上記を実現するため、各生活習慣を改善するとともに、国は、対象者ごとの特性、健康課題等を十分に把握。